

いうものは、関係の施設に充當していただきたいということでござります。なほお、國の財政と地方の財政との間に調整をはかるべきじゃないか、國の財源を地方政府に譲ることによって問題を解決すべきじやないかという御意見でござります。ただ從来から、國民の租税負担をはかるべきじやないか、國の財源を地方政府が自分で地方税として徴収しまするもの、あるいは國から仕事の指定は受けますが、二分の一なり三分の二なり國庫補助金として交付を受けまして、要するに地方団体として使って参りまするもののが國民の總租税負担のうちで何パーセントになつてゐるかということを見てみると、戦前におきましては、四六%から四五%のぐらゐでござります。これが現在どんどんふえて参つてきてゐるわけでございまして、三十一年度の計画においては、六三%に上つておられます。國みずからが使います部分は三七%でありますて、これを経過的に数字で申上げますと、戦前におきましては、地団体が使いますものが、今申し上げましたように、四六%ないし四八%であります。これが戦後だんだんにふえまして、昭和二十五年の改革におきましては、五四%になつております。二十八年には五九%、二十九年には六二%、三十年には六二・五%、三十一年には六三%といふうになつて参つてきているわけでありますて、反面國がみずから使ひます部分は、それだけどんどん減つて参つてきてし

るわけであります。なお、国家財政のあり方、個々の経費を取り出しまして、議論は多くおなじみますけれども、こういう何回から考えまして、あなたがち國から地方の財源に譲ることによって、今度の税制改正の苦心もあったのだなといふことを、こうお答え申し上げたいのです。

が上へてくるということで利益を得ておる。その上つた地価の範囲内において、道路構築費の一部を負担することは当然であるということは確かに理屈はあるが、困つたことは、その受けた利益を具体化するということは、土地を処分しないことには、現実に自分のふところに入つてこない。地価は上つたかもしらぬけれども、それは処分して、始めてなるほどそれは具体化され手に入つてくるのだけれども、ただ上つたといただけで、負担を強いられるといふときには、ほかに何も余分の財源を持つていない場合には、その土地を処分すること以外に負担を果すことはできないということが一つの大きな私は矛盾だと思うのです。確かにそうだと思うけれども、そういうことで、私は、さなぎだに税の負担の限界に達しておるといわれておるときに、こういう負担を強いるということは、果して妥当であろうかということを私は疑わざるを得ない。また、その他交付金、納付金制度のこときも、これは、なるほど着想としては無理からぬところがある。たとえば國なりあるいはその他の公共団体の資産が他の市町村にあるがために、その所在しておる市町村がいろいろな關係で、その所在しておること自体が経費の原因となつておる。だから、その一部を負担するのが当たり前じゃないか、これは確かに理屈はそうだと思ひます。思つけれども、結局それは、だれの負担になるのだといふことを考えてみると、すでに負担の限界にきておるものに、さらにこれ以上の負担を強いること以外に道はないのだということを考えると、あなたの言われる、穴のあるところに土を盛つてい

くのは一向差しつかえないじゃないか。そりゃ、これは該當せんように思うのです。あなたは、これをどうじやないと思うのですか。

○政府委員(奥野誠高君) 第一の問題には、穴があるといひけれども、必ずしもそぞじやないじやないかといふよくな御意見でござりますが、先ほども申し上げましたように、焦点は、一般的な増税を避けながら、比較的こういう際においても、負担を求めてやむを得ないというふうなものを持したつもりでござります。たとえて申し上げますと、軽油引取税のことく、自動車が揮発油を使つておれば、一キロリットルについて一万三千円の租税を負担しなければならないのを、軽油を使っておると、少し軽油使用の方がすううたいが大きいから、道路の損傷がはなはだしいと思ひます。それにもかかわらず、一文の負担もしないのは、これは負担しないということは、これは負担の均衡を欠いておるのではないか、こういう感じを私たちには持つのであります。しかも、これは多年論議された問題であると、私たち承知しておるのであります。国会におきましても、すでに指摘された点であつたと記憶しております。また、三公社のうちの日本国有鉄道に対する納付金制度にいたしましては、私鉄の運賃を認可するのに、やはり国鉄の運賃は一つの基準になるものと承知しておるのであります。国鉄の経営のあり方につきまして、他の部分は何ら改善されることなく、ただ納付金だけが経費にプラスになつていくのだということであれば、御指摘のように、それだけある意味において国民は負担がかかつてくるのかもしませ

んが、しかし国鉄の経営のあり方はこれでいいのかといえば、私はいろいろ問題があると思うのでありますて、原価を構成するものにつきまして、ただ國鉄なるが故に負担が軽減されいく、これでは、いつまでたつても眞の企業の合理化といらものは期待できません。國鉄なるが故に負担が軽減されないのでないだろか。また、私鉄と健全なる形において企業の経営の方といらものを比較できないのじやないだろか、こういう感じを税を担当する側から考えられるのであります。企業の合理化なり、あるいはまた金利負担の低減なり、いろいろなもので吸収することは可能なのじやないだろか、少くとも私鉄を中心と考えた場合には、原価を構成すべき負担であるならば、それは負担した上で國に納むべきではないだろかと思ひます。こういう感じを持つておるわけであります。

いふておられます。非常に冷たいものの、何らそれを有効に活用できない、これらが、その物を持つておるけれども、何う人が死蔵しておるということは社員金体のためじやないじやなから、うかがふ。確かに昭和二十五年固定資産税を作りましたときに、土地、家屋を本業利用できる人の手に移して、そして国民経済全体から見て、活用できる人を持っていくべきじやないか、使用能 力のある人に渡すべきじやないか、それが国民経済全体から考えた場合はいいのじやないか、こういう御意見もあつたわけでございまして、これは非常に冷たいものの言い方で、恐縮なのでござりますけれども、そういう言ひ方もできるのでございまして、価値が上ればその人の担税力もふえてきている、ということは言えるのではないかと 思います。ただ一時だけ押えて考えた場合には、それによってすぐ賃料料がふえるわけでもないでしようし、特に自家使用の場合は、そういうことはないのでありますけれども、長い目で見た場合には、担税力がふえてきたといふことは言えると思います。

たに構築しようというときに、その十
メートルの路線の両側の沿線の土地を
余分に買いたる。そうして道路が完成
した暁には、その余分の土地は必ず地
価が上る、その資産価値が上ったもの
を公共団体が希望者に充り渡す、処分
する。そうしてそれによって得ました
利益によつて、道路構築の費用をまか
なり。こんなのは、私は確かに必要を
感じて、高いのを承知の上で買うとい
う人があつて、その人に売るのだから、一向差しつかえないことだと思う
のです。そういうやり方なら私は納得
がいくのです。だけれども、先
刻も申しましたように、確かに地価は
上つたかもわからぬけれども、別にそ
れで所得があふえたわけでもない。結局
負担しなければならぬものは、その土
地を処分する以外に負担の方法がない
ということに追い詰められたものは、
これまで大都市などが都市計画事業を
断行する、その受益者負担に困つた者
が枚挙に例がないぐらいそういうこと
があつた。これはもうあなたの御存じだ
らうと思います。だから、私はどう
も、さつそくに妥当な財源であるとい
うふうな工夫に賛意を表しかねる、贊
意を表することにちゅうちょせざるを得
ない点がある、こう私は思うので
す。

の改正といふ法律案がこの委員会の審議にかかるから、そのときに私はお尋ねしたいと思うておることなんですが、今の交付税制度それ自体に私は一つの疑義を持つておる。ということは、これは平衡交付金といふ制度がとられて、しばらく実施してみたけれども、これではどうも際限なく負担をしていかなければならぬ心配があるというので、交付税制度といふものに改められたと思うのですが、この制度が実施されて、結局これは、私は自主財源といふことができないと思うのです。地方が使つてはいる、地方のために投じておるには違ひないけれども、憲法が地方自治といふ一章をわざわざ設けて、自治の進展といふことをうつっておる国柄としては、私は、依存財源である、この制度あるがために中央集権で、中央から左右されるといふことが非常に多いと思うのです。地方はこれにたよらざるを得ない。たゞる財源で、依存財源である。決して自主財源ではない。つまり地方が思うように取つて、そつとして法律で、たとえば固定資産税のような工合に、あるいは住民税のような工合に、法律でめられるところによつて十分に取つて、そこで、これをみずから裁量によつて自由に使える。何に使うかといふことを、それぞれの地方に最も妥当だと思う用途を研究して、これに振り分けていくといふような財源がだんだんふえることでなければいかぬ、今の私は交付税の財源になつておるものを……。だから、どういう形でどうするかといふ具体的な案を今持つておりませんけれども、結局これだけのものを地方が自由に取れるようになります。しかも、それ

が自由に使えるということになる。ならば、自治は私は非常に進展して行くだろうと思う。現在はそうではない。交付税制度はあるけれども、これは国が握つておる。だから、これをどうかして少しでもよけいにもらいうようにしなければならぬというので、なるべく地方は中央に向つて陳情しなければならない。陳情行政の私は大きな権限がない。陳情行政の私はよくない傾向にあると思います。だから私は、これを直ちに自主財源だということは承服したい。どんなに国が取つておるものを使つておる。私はよくない傾向だと思うのです。のみならず、この委員会で先般来たとえば早川政務次官に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案について質疑を重ねて、いくうちに、たとえば地方公共団体の経営しておる公営住宅のようなもののが所在しておる市町村に対し負担するものは、さなきだに赤字で困っている地方団体がその交付金といふものを生み出すということはできないから、結局これは入つておるものに転嫁することによって受け取れる以外に道はないから。そうすると、結局家賃も高くなるのではないかとということを申し上げたときに、少くとも第2種住宅については、もし地方団体がどうしたものだらうと相談に入るようなことがあつたら、転嫁しないように指導したいと思う。いろいろなことを言われる。私は、この言葉は非常にいやなんです。自治庁が地方団体を指導する、中央がああせい、こうせいといふことを指図する。これは要らぬこと

だ。どうに一体自治の伸長があるのか。そんなことを言つていたり、そらかと思うと、一面において、転嫁するも、あるいはせずに、一般財源からまかなつて行くも、そこに自由の道を開いておるところに自治の妙味があるなんと云うことを言つておられる。もしどうしたものだらうといふような相談を受ければ、指導して、転嫁しないようにしたいと思うといふようなことを言われますけれども、そういう根性が私は、もうすでに自治といふものを曲げておる、こういふうに思うのです。だから、先刻、せつかく、国が取つておるものを使つ方が使つの方が多いのだと、バーセンテージをあげての説明がありましたけれども、私は、それだから非常に自治団体が強化されているといふには考へない。これがいかぬのだ。今の制度の一番の大きな欠点だ。これを何とか打ち破つて、この制度を根本的に改革をするといふことが、私はほんとうの抜本塞源的な地方財政の赤字をなくする道ではないかといふことを痛切に感じておる。平衡交付金制度といふよりなものが創設され、それまでそんなことがなかつたら、そんなものをいまだに交付税といふ形で残しておる。中央が地方を支配するという根性を、この建前といふものを破壊していかなければならぬといふことを痛切に感する。あなたは、同じ考え方をお持ち下さるわけにいかぬでしょうかといふことが一つ。

道路譲与税といふものが設けられてゐる。それで大体道路の維持管理についてではまかなくておるのじやないかと思うのです。ことに業者あたりがいろいろな事情をしてきているところを見る。と、それにゆとりがあつて、多額に剩余金が出ておるということを言うておるが、足らないために、この目的税を新たに創設して、道路の維持管理に、あるいは建設等の財源に充当しようとするのか、その一体経済関係はどういふのか、その一応私どもの考えで、この点について、一応私どもの考えで、この点についてお答えいたしたいと思いま

す。

第一には、都市計画税がいいか悪いかということを御判断いただきまます場合には、いろいろな角度から考えていただきたいものだといふに考へておるのでござります。一つは、都市計画事業が非常におくれている。やはり都市計画事業そのものを強力に推進していくかなければならないのじやないか、いろいろな問題があるわけでござります。都市計画事業が進展していくましで、当該地方がかなり発展していく、土地や家の価値そのものも増強され、いく場合に、固定資産税は價格の一・四分を標準税率にしていて、その間に開きがあつていいのじやないかと思つて、そういう場合に、固定資産税負担は、都市計画が何ら行われてない地帯の租税負担とは、ある程度わけでござりますけれども、こういふように開きがあるわけでござります。そうしますと、やはり都市計画事業の行わ

るような地域については、固定資産税にプラス・アルファがあつてもいいのではないか。それが都市計画税の一つのねらいでございまして、租税負担の地域間の均衡をはかりながら、しかも必要な都市計画事業を推進をしていく、こういうふうに存じておるわけですが、足らぬために、この目的税を新たに創設して、道路の維持管理に、あるいは建設等の財源に充当しようとするのか、その一応私どもの考えで、この点についてお答えいたしたいと思いま

す。

第二番目の、地方交付税制度についてのお考へ、これは大体私も同じよう

な考え方を持つておるわけでございま

す。それでは、今度の改正において、

地方交付税のよくなづけ依存財源を増額し

ていく。独立税収入はむしろ少くなつていいのかなればならないのじやない

か、という問題があるわけでございま

す。都市計画事業が進展していくまし

て、申しあげておきたいと思います。

昭和二十五年、シャウブ報告に基きまして、画期的な税制改正を行なつた

時であります。この時の国民総租税

負担、の中にはたゞこの専元基金も

みな入つておりますけれども、総租税

負担のうちで、地方の独立税収入が二

五%であります。これが、二十六年、二十九年、三十年度そぞれ二八%、三十一年度は二九%と

いうふうにふえて参つておるわけ

でございます。反面、これを地方歳入にプラス・アルファがあつてもいいの

にかかるかといふと見ますと、三十

年におきましては三五・九%でありましたものが、三十一年度におきまし

ては三八%に伸びておるわけでござい

ます。こういうふうに存じておるわけ

でございます。直ちに支払い能力がふえ

たわけでもございませんので、従つて

税率は、〇・二%に押えるといふふう

な配慮も払つておるわけでございま

す。そこで、固定資産税とこれを合せました總

額を、なお固定資産税創設当時の標準

税率にとどめる。こういうふうな苦心

もいたしております点を御了解願いた

いと思います。

第三は、軽油引取税に関連いたしま

して、別にこういうものを起さなくとも、道路財源といふものは今まで足

りておるのじやないか、こういうよう

な趣旨の御意見だったと思ひます。道

路財源が足りておるか、足りていな

い場合は別といたしまして、今まで地方財

政上、臨時的な建設事業をやる多くの

部分を起債に財源を仰いで参つてきています。これが今日、元利償還費

の増大となりまして、地方財政を非常

に圧迫しておる。これは御承知の通り

だと思ひます。従つて従来のやり方では、につもさつも行かな

くことになつたのが地方財政の現状だと思ひます。それで、それを満足するといふ

ことによって増収をはかられるといふ

ようなことを考へることはできます

が、なかなか実現しないかと思ひます。しか

もなお、道路は非常に悪いといふよ

うな姿になつておるわけでございま

す。

○森下政一君 都市計画を施行すること

によって土地の時価が上ると、そ

ういうような地域の固定資産税といふよ

うなものは、おのずからこれは固定資

産税によつて、都市計画事業を実施し

たことによって増収をはかられるとい

ふうなことを考へることはできます

が、なかなか実現しないかと思ひます。

○森下政一君 まあいろいろ見解の違

いがあつて、議論が方々に飛ぶことに

なりますが、さらに、もう一つ確めて

おきたいと思つことは、どうもこの国

有資産等所在市町村交付金及び納付金

になりますが、さらに、もう一つ確めて

おきたいと思つことは、どうもこの国

有資産等所在市町村

になるのじゃないかということを考えられる。

そうかと思うと、たとえばしばしば公営住宅のことを私申しますが、たとえば兵庫県なら兵庫県が公営住宅を神戸市内に設けておる。これは、当然神戸市に対して、兵庫県は交付金を交付しなければならぬものだと私は思います。が、そうしてそれは、いかに自治庁が指導されても、絶対のものではないのだから、兵庫県が公営住宅の賃借人の賃借料の値上げという形で転嫁するといふことがある。これは、これを罰するわけにもどうするわけにもいきのじやない。ところが、そうなると、私はもう必然的に、さなきだに財政の苦しい県としては、一般財源から交付金をまかなくなんといふことはできないということになるので、必ず私は転嫁が行われて、賃借人がこの前あなたがおつしやったようにいろいろ段階はあるようだけれども、額に違いはあるようだけれども、負担の増加を忍んでいかなければならぬということになる。ところが、神戸市みずからが市営の公営住宅を神戸市内に持つておるという場合には、これ別段交付金を出さんければならぬといふわけではないのですから、何も賃借料の値上げをこれはする必要はない。こういう機会に、非常に古く建てるものと、あるいは新しく建てたものとの間に、いろいろ賃貸料の懸隔があるのを何とか調整しようなんといふことは考えるかもしれないけれども、直接交付金を負担しなければならぬというわけのものではない。そうすると、同じように家がなくて、そして公営の住宅を賃借することによって、その日

の生活を営んでおるというものであります。ながら、大体同じような階層の人があるわけであります。要するに料金を上がるか上げないかということは総合のことによつて賃借料が非常に上つてくる。一方は市の經營しておるものに入っているために、その迷惑をこうむらすに済むというふうな区別がこの結果起つてくるということがあり得るのぢやないだろか。どうも私はそういうふうに思ふ。そういうふうなことが一体妥当であるのかということを考えると、そこにも私は一つの疑義を持たざるを得ない。こういうふうに思うのですが、そういうことはあり得ませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一点は、

三公社課税によりまして、国鉄の納付金といふものが結局料金値上げの口実になるのじやないか、こういうふうなお話でございます。たびたび申し上げておりますように、納付金といふものも原価を構成するものだ、料金を計算いたしました場合には、当然納付金制度

がもたらされて参つたよに聞いておるわけであります。要するに料金を上げないかということは総合的に検討せらるべき問題であり、納付金制度といふものは、料金という観点から考えていくならば当然料金原価の中に入していくため、その迷惑をこうむらすに済むというふうな区別がこの結果起つてくるということがあり得るのぢやないだろか。どうも私はそういうふうに思ふ。そういうふうなことが一体妥当であるのかということを考えると、そこにも私は一つの疑義を持たざるを得ない。こういうふうに思うのですが、そういうことはあり得ませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第二点は、

三公社課税によりまして、国鉄の納付金といふものが結局料金値上げの口実になるのじやないか、こういうふうなお話でございます。たびたび申し上げておりますように、納付金といふものも原価を構成するものだ、料金を計算いたしました場合には、当然納付金制度

が

あるものでござりますから、若干の

食い違いがございまして、法律には限

度額を定めているだけであります。

国

の住宅政策といふものが、低額所得者

については全部無償で住まわせるのだ

と、ここまで徹底した政策であります

ならば、今度の交付金制度といふもの

がこれに正面からぶつかることになる

のかもしれません。しかしながら、國

の住宅政策といふものは、第一種公営

住宅であれば二分の一を補助する、第

二種公営住宅であれば三分の一を補助

する、この部分は家賃の計算に入れて

はいけない、残りの部分については、

地方団体はもっぱら地方公債でまかな

る場合が多いだらうから、それについ

ては利子相当額を加えて家賃を計算す

るという建前になつておるわけであり

まして、今度の交付金相当額につきま

しては、国の政策といふものを十分考

慮して、固定資産税相当額の二割ない

し四割にとどめるというようなやり方

をする。しかも、それを直ちに使用者

に支給する

べきものとして、料金の原価を算定

すべきものだと思っております。しか

しながら、現在はいろいろな点において、国有鉄道等は国の政策からくる恩典を受けておるわけであります。それ

が非常に押しかけてくる。何十倍と

いう率で当選者がきめられるので、公

営住宅に入れること自身が非常な特權

になつておるよう思つてあります。

○森下政一君 大臣も政務次官もおら

れませんので、奥野さんに答えてもら

うのは氣の毒だと思ふよなことは

ちょっとと尋ねいたしかねるのでは

が、自然従つて問題が別のことになつ

ておることは御了承願いたいと思いま

す。

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて

下さい。

暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三十六分開会

○理事(伊能芳雄君) 委員会を再開

いたします。

委員長がちょっと所用で出席できま

せんので、委員長の委託によりまして

理事の私がしばらくの間委員長の職務

を行います。

午前に引き続き地方税法の一部を改

正する法律案、国有資産等所在市町村

交付金及び納付金に関する法律案の工

案について質疑を行います。質疑のお

りの方は順次御発言を願います。

○森下政一君 大臣も政務次官もおら

れませんので、奥野さんに答えてもら

うのは氣の毒だと思ふよなことは

ちょっとと尋ねいたしかねるのでは

が、自然従つて問題が別のことになつ

ておることは御了承願いたいと思いま

す。

○森下政一君 大臣も政務次官もおら

れませんので、奥野さんに答えてもら

うのは氣の毒だと思ふよなことは

ちょっとと尋ねいたしかねるのでは

が、自然従つて問題が別のことになつ

ておることは御了承願いたいと思いま

す。

○森下政一君 大臣も政務次官もおら

れませんので、奥野さんに答えてもら

うのは氣の毒だと思ふよなことは

に奥野君が午前中に指摘せられたこの三つの自主財源強化ですね、これらについて、これらのたとえれば地方制度調査会等あたりで論議が行われて、当然そうすべきだという結論に達したということについては、奥野さんはおそらく臨席して聞いておられたのじやないかと思うんですが、そこで大要を一べん説明していただきと非常にわかりやすくなると思うんです。それをお尋ねしたいんですがね。

○政府委員(奥野誠亮君)　お話のよう

に、今度の改正政府案を作成いたしました当りましては、地方制度調査会と臨時税制調査会の答申を基礎にいたしているわけでございます。両調査会におきましてこれらの問題が論議されたわけであります。基本的には、とにかく現在の地方財政の混亂を救うためにいろいろな方策を講じなければならぬが、なかなか財源が不足している、この財源の不足を何によつて補てんをするか、国から財源を譲るとか、あるいは別途に増収をはかるとか、いろいろな考え方があるわけでありますけれども、国から財源を譲るといつても、国の財政は数年前と違つて、相次いで減税を行なつて参つてきておりますし、また別途財政需要の増加もありますので、とうていその余裕がない、こういう基本的な問題が一つあつたと承知しております。そこでどうしても何らかの形において財源を得たい、こ

ういうことが、自主財源を増額するこ

とに政府として特に力を入れなければならぬ、また両調査会におきましてもそういう意味で地方財政の対策が深

く検討されたといふに御承知いた
だきたいと思います。
なお三公社課税の問題につきましては、単に兩調査会において議論が始まつたのではなくございませんで、昭和二十五年前後からシャウブ税制使節団が参りましていろいろな勧告をいたしております。あの時分から非常に問題になつておつたのでありますて、總司令部の内部におきましても両論が実は対立しております。そして、運輸關係を担当しておる部局と財政を担当している部局と両部局間に論争があつたわけでありまして、日本政府の部内にも論争がございました。どう一ことが解決されないままにきたわけでございまして、昨年両調査会でもこの問題を再び取り上げて、今のような基本的な事情が基礎になつたと思うのであります、自主財源を増強しなければならぬ、その場合に三公社課税を思い切つてやるべきだ、こういう結論になつて参つたわけでござります。

いて都市計画税が課されておつたわけでありまして、たまたま地租や家屋税を廃止しまして、固定資産税を作るに当つて一挙に土地や家屋の負担が二倍半になった關係もありまして、都市計画税を廃止したわけであります。しかしながらその後都市計画事業を非常に進展させなければならぬといふようなるべくな状態にもなり、建設省当局におきましてもそれに必要な財源を確保しなければならない、そういうようなところから、都市計画税を言い始め、従つて調査会でもその問題を取り上げて、いわゆる答申になつたわけでございます。

画税を設けることによって実質的に何を目的とするか、その負担が現状で軽いか重いか、そういうふうな観点から考えて参りますと、土地や家屋の負担がかなり重くなり、多少気の毒な面が出てくるのじゃないか、こういう意見がありました。しかしながら、面また土地や家屋の負担が現在の固定資産税のままであると、午前中ちょっと申し上げましたように、都市計画事業の進展している所と進展していない所と、これが同じような固定資産税のままではかえって負担の均衡を得てないのではないか、実質的には得ていかないのじゃないか。だからそういうような地域においては、都市計画税を設けることによってむしろ負担の地域間のバランスが得られるという意見が強く出て参つておつたわけでございます。

くるのじやないかと実は要えるのですが、この前もここであなたにただしきて、私の記憶が間違いでないことを確かめたのですが、それはかつて二十九年度か、地方制度調査会は、ひとり入場税のみならず遊興飲食税もこれを国税として取り上げて、そうして地方財政調整の財源として与えることが妥当だということを提唱したと思うのです。ところがせつからくそういうふうな結論になつたが、そのうちの一部分だけを、つまり入場税だけを取り上げて、そうして遊興飲食税はそのままにしておつたというふうなことは、これは私は当時の調査会で論議検討した人たちのこの結論を導き出した点から考えてみると、非常に政府のやつたことは片手落ちだった、何にもならぬ。——何にもならぬと言つては語弊があるかもしらぬけれども、両方共に実施して初めて値打のあることを、一方しかしやらないということに非常に無理があつたというふうな印象は、どうしても避けられないと思うのです。同様にやはり地方財政強化という点から、調査会の進言していることの中でも、たとえばたばこ消費税のパーセンテージをもつとふやして府県市町村にも多くを与えるというふるな答申がなされておつて、しかもこれは採択しようともしないことの中に、そこに片手落ちがある。片手落ちどころじゃない、午前中に私が申しました自主財源の強化、ほんとうの自主財源強化ということは、こういうやり方が一番自主財源の強化なんだ、さあ私は思うのですが、だからそういうものを採択することに欠けていいる点がありやせんか、欠けてい

昭和三十一年四月二十日印刷

昭和三十一年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局